

新旧対照表（案）

新										旧										改正理由等										
<u>附 則</u> (施行期日等)																				・組合との交渉結果を踏まえ、給料表の改定を行うための改正										
1 この規程は、令和8年1月1日から施行する。ただし、別表1の規定は、令和7年12月1日から適用する。 (給与の内払)																														
2 改正前の再雇用職員等に関する就業規則に基づいて支給された給与は、改正後の再雇用職員等に関する就業規則による給与の内払とみなす。																														
別表1 (第9条関係)										別表1 (第9条関係)																				
事務職等給料表(1)	1級 <u>200,300</u>	2級 <u>248,700</u>	3級 <u>269,500</u>	4級 <u>290,100</u>	5級 <u>305,700</u>	6級 <u>331,900</u>	7級 <u>374,800</u>	8級 <u>409,200</u>	9級 <u>462,400</u>	事務職等給料表(1)	1級 <u>192,000</u>	2級 <u>239,800</u>	3級 <u>260,000</u>	4級 <u>279,700</u>	5級 <u>294,900</u>	6級 <u>320,600</u>	7級 <u>362,700</u>	8級 <u>396,200</u>	9級 <u>448,000</u>	事務職等給料表(1)	1級 <u>192,000</u>	2級 <u>239,800</u>	3級 <u>260,000</u>	4級 <u>279,700</u>	5級 <u>294,900</u>	6級 <u>320,600</u>	7級 <u>362,700</u>	8級 <u>396,200</u>	9級 <u>448,000</u>	事務職等給料表(1)
	他の給料表の適用を受けないすべての再雇用職員等に適用する。										他の給料表の適用を受けないすべての再雇用職員等に適用する。																			
事務職等給料表(2)	206,200	217,300	235,900	257,800	290,200					事務職等給料表(2)	197,900	209,000	227,500	248,600	279,800					事務職等給料表(2)	197,900	209,000	227,500	248,600	279,800					事務職等給料表(2)
	病院に勤務するボイラー操作員その他これに準ずる技能的業務を行う再雇用職員等に適用する。										病院に勤務するボイラー操作員その他これに準ずる技能的業務を行う再雇用職員等に適用する。										病院に勤務するボイラー操作員その他これに準ずる技能的業務を行う再雇用職員等に適用する。									
技術研究職給料表	230,200	273,400	299,200	343,000	403,400	446,700				技術研究職給料表	221,800	263,600	288,600	331,400	390,600	432,800				技術研究職給料表	221,800	263,600	288,600	331,400	390,600	432,800			技術研究職給料表	
	病院に勤務し、専門的科学知識と創意等をもって試験研究業務を行う職員、がんセンターにおいて重粒子線治療施設の運営に従事する医学物理士及び同等の知識・技術を持った再雇用職員等に適用する。										病院に勤務し、専門的科学知識と創意等をもって試験研究業務を行う職員、がんセンターにおいて重粒子線治療施設の運営に従事する医学物理士及び同等の知識・技術を持った再雇用職員等に適用する。										病院に勤務し、専門的科学知識と創意等をもって試験研究業務を行う職員、がんセンターにおいて重粒子線治療施設の運営に従事する医学物理士及び同等の知識・技術を持った再雇用職員等に適用する。									
医療職給料表(1)	312,900	356,500	412,800	488,500	590,500					医療職給料表(1)	301,700	344,400	399,500	473,300	573,800					医療職給料表(1)	301,700	344,400	399,500	473,300	573,800				医療職給料表(1)	
	病院に勤務し、医療業務を行う医師及び歯科医師である再雇用職員等に適用する。なお、理事長が特に認める場合については、その限りではない。										病院に勤務し、医療業務を行う医師及び歯科医師である再雇用職員等に適用する。なお、理事長が特に認める場合については、その限りではない。										病院に勤務し、医療業務を行う医師及び歯科医師である再雇用職員等に適用する。なお、理事長が特に認める場合については、その限りではない。									
医療職給料表(2)	201,300	257,300	271,300	297,800	340,000	383,400				医療職給料表(2)	193,000	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000				医療職給料表(2)	193,000	248,100	261,700	287,300	328,400	371,000			医療職給料表(2)	
	病院に勤務する再雇用職員等で備考2に掲げる者に適用する。なお、理事長が特に認める場合については、その限りではない。										病院に勤務する再雇用職員等で備考2に掲げる者に適用する。なお、理事長が特に認める場合については、その限りではない。										病院に勤務する再雇用職員等で備考2に掲げる者に適用する。なお、理事長が特に認める場合については、その限りではない。									
医療職給料表(3)	248,800	269,700	277,300	288,100	305,100	343,600	389,000			医療職給料表(3)	239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900	376,600			医療職給料表(3)	239,700	260,200	267,500	277,900	294,300	331,900			医療職給料表(3)	
	病院に勤務し、看護等に従事する助産師、看護師及び准看護師である再雇用職員等に適用する。なお、理事長が特に認める場合については、その限りではない。										病院に勤務し、看護等に従事する助産師、看護師及び准看護師である再雇用職員等に適用する。なお、理事長が特に認める場合については、その限りではない。										病院に勤務し、看護等に従事する助産師、看護師及び准看護師である再雇用職員等に適用する。なお、理事長が特に認める場合については、その限りではない。									
福祉職給料表	214,100	254,800	269,600	304,400	331,900	374,800				福祉職給料表	205,800	245,600	260,100	293,600	320,600	362,700				福祉職給料表	205,800	245,600	260,100	293,600	320,600	362,700			福祉職給料表	
	病院に勤務し、相談指導等を行う相談員、心理判定員及び保育士である再雇用職員等に適用する。										病院に勤務し、相談指導等を行う相談員、心理判定員及び保育士である再雇用職員等に適用する。										病院に勤務し、相談指導等を行う相談員、心理判定員及び保育士である再雇用職員等に適用する。									
技能職給料表	206,200	217,300	235,900	257,800	290,200					技能職給料表	197,900	209,000	227,500	248,600	279,800					技能職給料表	197,900	209,000	227,500	248,600	279,800				技能職給料表	
	病院に勤務する単純な労務に雇用される再雇用職員等(事務職等給料表(2)の適用を受ける再雇用職員等を除く。)に適用する。										病院に勤務する単純な労務に雇用される再雇用職員等(事務職等給料表(2)の適用を受ける再雇用職員等を除く。)に適用する。										病院に勤務する単純な労務に雇用される再雇用職員等(事務職等給料表(2)の適用を受ける再雇用職員等を除く。)に適用する。									

新	旧	改正理由等
(10) 遺伝カウンセラー (11) 前各号に類する医療技術者	(10) 遺伝カウンセラー (11) 前各号に類する医療技術者	